国空空技第２８２号
令和８年１０月２３日

東京航空局次長　殿
大阪航空局次長　殿
各地方整備局 港湾空港部長　殿
北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長　殿
沖縄総合事務局 開発建設部長　殿
国土技術政策総合研究所 管理調整部長　殿

航空局　航空ネットワーク部　空港技術課長
（公印省略）

建設コンサルタント業務等における生成 AI 利活用等について

昨今の技術革新に見られる生成 AI の活用は、日常業務や設計業務等においても受発注者双方の業務効率を飛躍的に高める可能性を有しており、今後の積極的な利活用が求められている。

一方で、機密性の高い行政情報や個人情報の不適切な外部送信、特にクラウド型 AI サービスへの無秩序な入力は情報セキュリティ上の懸念となり得、情報漏洩リスクにも十分な留意が必要である。

また、将来的な生成 AI 等による知識活用、高度な情報検索及び分析等を見据え、成果物についても構造化や機械可読性の向上を図ることが重要となっている。

ついては、生成 AI の適切な利活用及び生成 AI 等による活用を見据えた成果物作成に関する取り扱いを定めたので、内容を理解の上、遺漏なきよう実施されたい。

記

１.内容

(1)対象業務

建設コンサルタント業務等(契約業者取扱要領（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成 13 年 1 月 6 日付け国官会第 22 号）にいう測量及び建設コンサルタント等の他、発注者が必要と認める業務)

(2)実施内容

1）情報漏洩リスクへの対応

生成AIを用いた成果等のとりまとめを行う業務において、受注者に生成AI利活用計画書（ひな形）（以下、「AI計画書」）を電子データで提示し、必要事項をもれなく記入し提出するよう指示すること。

また、業務計画書の提出時に速やかにAI計画書を発注者に提出するように依頼するとともに、受注者から受け取ったAI計画書に誤記等がないか発注者において「発注者確認チェックリスト」等を用いて確認すること。また、業務中や業務完了時においても「発注者確認チェックリスト」等を用いて実施内容等を確認すること。

フォローアップの依頼があった場合には、本省航空局に協力すること。

なお、AI計画書を作成しない業務の場合は提出不要とする。

2）機械可読性の向上

生成AI等による利活用を見据え、受注者に対し、成果物の構造化及び機械可読性向上に配慮した成果のとりまとめを求めること。

(3)適用

通知日以降に発注する業務のほか、発注手続き中の業務や契約済業務についても、通知日以降、対応可能な業務から適用する

２.特記仕様書の記載例

(1)実施内容の指示

発注者は、特記仕様書において当該事項を明示すること。

なお、生成AIを用いた成果等のとりまとめを行わず、受注者側での一般的な調査等（法令や基準、文献の検索補助、検討資料のたたき台 等）での生成AIの利用に留まる場合には従来どおり業務計画書にセキュリティに関する対策等を記載することで「生成AI利活用計画書」の作成指示は不要であるが、履行中に必要が生じた場合には速やかに受注者へ依頼すること。

【特記仕様書記載例】

（●） 建設コンサルタント業務等における生成AIの活用について

１）本業務での生成AIの取り扱い

本業務において生成 AIを用いた成果等をとりまとめる場合には、利用範囲を受発注者の協議において定めること。定めた利用範囲等については別添「生成AI利活用計画書」に受注者が記載し、調査職員に提出すること。

なお、生成 AI を用いた成果等とは、報告書・設計成果に直接影響するものとし、次のものを想定している。

例：報告書本文の生成(要約・文章生成)、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類 等

２）生成 AI 利活用における情報漏洩リスク対策への留意事項

受注者は業務計画書作成にあたり、生成 AI を業務の履行に際して利活用する場合にはセキュリティに関する対策に「生成 AI を利活用することによるリスク対策等」を明示する。

３）生成 AI を用いた成果物の留意事項

受注者は、生成 AI を用いた成果物が契約書第 8 条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成 AI を用いて作成した成果又は生成 AI が成果内容の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果物に明示することとする。特に画像等で生成 AI を利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

４）機械可読性に配慮した成果物の作成

受注者は、成果物のとりまとめにあたり、生成 AI 等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。具体的には、以下の対応を含むものとする。

① 報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立ての検討
② 図表への適切なキャプションやテキストの付与
③ 報告書の要旨、目次、結論等の主要部分について、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での概要資料の作成
④ データや図表について、可能な範囲で元データ(CSV、JSON 等)の提供

なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議すること。

３.問い合わせ先

航空局　空港技術課　田代、信田、吉田
（マイクロ 49514　mail：tashiro-d1053@mlit.go.jp、
shida-n9748@mlit.go.jp、
yoshida-a97ik@mlit.go.jp）

国空空技第２９６号
令和8年１０月２９日

東京航空局次長　殿
大阪航空局次長　殿

航空局　航空ネットワーク部　空港技術課長
（公印省略）

建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について

令和８年１０月２３日付け国空空技第２８２号にて通知した「建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について」の対象業務の建設コンサルタント業務等は下記を適用する。

記

対象業務：空港土木施設に関する業務（測量・調査・設計・点検及び発注者支援）

事　務　連　絡
令和8年10月26日

東京航空局 発注担当者各位
大阪航空局 発注担当者各位
各地方整備局 発注担当者各位
北海道開発局 発注担当者各位
沖縄総合事務局 発注担当者各位
国土技術政策総合研究所 発注担当者各位

航空局　航空ネットワーク部　空港技術課　専門官

「建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について」における計画書等について

建設コンサルタント業務等において生成 AI 利活用するにあたり、「建設コンサルタント業務等における生成 AI 利活用等について」（令和８年１０月２３日付け国空空技第２８２号）が通知されたところである。

生成AI利活用にあたり、受注者が提出する生成AI利活用計画書（ひな形）を参考送付する。また受注者より提出された生成AI利活用計画書に誤記等がないか発注者において確認する「発注者確認チェックリスト」を参考送付する。

（受注者配布用）

生成 AI 利活用計画書（ひな形）

提出日：〇〇年〇〇月〇〇日

1. 業務名	（例：〇〇設計業務）
2. 受注者名	（会社名、部門、管理技術者氏名）
3. 利用目的	・業務のAI利用による自動化 （例：テキストデータ解析、図面構成案の検討支援　等） ・設計代替案の生成支援　等
4. 利用予定範囲	・使用予定の業務工程 （例：計画策定、設計案作成、報告書作成補助　等） ・対象とするデータ ・作業の概要
5. 利用予定の生成AIサービス名	・サービス名称/提供元 （例：ChatGPT（OpenAI）、Gemini（Google）、Claude（Anthropic）　等） ※複数の LLM を用いて提供されるサービスを利用する場合もそのサービス名を記載する（GaiXer、exaBase 等） ・利用形態（クラウド、オンプレミス　等）
6. 入力情報の取扱い	・個人情報の取り扱い（原則入力しない） ※個人情報を入力する場合は、理由・範囲・対策を記載する ・生成AIサービス側で入力データが学習されないようにする個別措置の有無（原則措置を行う） ※学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）も記載する
7. リスク対策	・情報漏洩防止策（社内ポリシー、アクセス制限等の整備状況） ・生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間や削除方法、社内規程や契約サービスの約款等の詳細） ・誤情報/誤解誘導リスクに対する検証 （例：生成結果レビュー体制の確保状況　など）
8. 発注者との協議内容	・生成AIの利用に関する事前協議の実施有無 ・協議に基づく条件や制限事項の明記 ・未協議の事項がある場合、今後の協議事項を明記
9. その他	・再委託先での生成AI利用の有無の確認状況 ・継続的な見直し・報告の予定　など
10. 成果物に関する対応	・生成AIを用いた箇所の明示方法 ・画像等に生成AIを用いる場合は注釈の記載方法 ・第三者への権利に関する記載が必要な場合は明記

【備考】

- 本計画書は、**業務計画書の添付資料**として発注者に提出してください。
- 発注者との協議により、記載内容の修正・追記を求められる場合があります。
- 生成AIの利用にあたっては、**情報セキュリティ、個人情報保護、公正性/正確性の確保に最大限留意**してください。
- 再委託先もAIを利用する場合は、再委託先ごとの利用目的等（3.～7.）も記載してください。

生成AI利活用計画書　発注者確認チェックリスト

【目的】本チェックリストは、受注者から提出された「生成AI利活用計画書」の記載内容を発注者が確認する際の視点を整理したものです。

区分	No.	確認項目・確認の視点	チェック	備考・指摘事項
基本事項の確認	0-1	提出日が記載されているか	☐	
基本事項の確認	0-2	業務計画書の添付資料として提出されているか	☐	
1. 業務名	1-1	契約書に記載された業務名と一致しているか	☐	
2. 受注者名	2-1	会社名・部門名・管理技術者氏名が記載されているか	☐	
2. 受注者名	2-2	契約書の受注者情報と一致しているか	☐	
3. 利用目的	3-1	生成AIを利用する目的・理由が具体的に記載されているか	☐	
3. 利用目的	3-2	利用目的が本業務の内容と整合しているか	☐	
3. 利用目的	3-3	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用目的も記載されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-1	使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成等）が明記されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-2	対象とするデータ（入力するデータの種類・内容）が記載されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-3	作業の概要（どのようにAIを使うか）が具体的に記載されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-4	利用範囲について、発注者との協議を経た内容となっているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用範囲も記載されているか	☐	
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-1	サービス名称と提供元（企業名）が明記されているか	☐	
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-2	複数のLLMを用いるサービス（GaiXer、exaBase等）を利用する場合、そのサービス名が記載されているか	☐	

区分	No.	確認項目・確認の視点	チェック	備考・指摘事項
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-3	利用形態（クラウド／オンプレミス等）が記載されているか	□	
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-4	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用サービス名・利用形態も記載されているか	□	
6. 入力情報の取扱い	6-1	個人情報の取扱い方針が記載されているか（原則入力しない旨の記載があるか）	□	
6. 入力情報の取扱い	6-2	個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策が明記されているか	□	
6. 入力情報の取扱い	6-3	入力データがAI学習に利用されないための措置（オプトアウト設定等）が記載されているか	□	
6. 入力情報の取扱い	6-4	学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）が具体的に示されているか	□	
6. 入力情報の取扱い	6-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの入力情報の取扱いも記載されているか	□	
7. リスク対策	7-1	情報漏洩防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）が記載されているか	□	
7. リスク対策	7-2	情報漏洩防止策の内容が具体的であり、実効性があると判断できるか	□	
7. リスク対策	7-3	生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間・削除方針等）が記載されているか	□	
7. リスク対策	7-4	利用履歴の保存・管理に関する社内規定や契約サービスの約款等の根拠が示されているか	□	
7. リスク対策	7-5	誤情報・誤解誘導リスクへの対応策（生成結果のレビュー体制等）が記載されているか	□	
7. リスク対策	7-6	レビュー体制が形式的でなく、実際に機能する体制として記載されているか	□	
7. リスク対策	7-7	再委託先がある場合、再委託先ごとのリスク対策も記載されているか	□	
8. 発注者との協議内容	8-1	生成AIの利用に関する事前協議の実施有無が明記されているか	□	
8. 発注者との協議内容	8-2	協議済みの場合、協議に基づく条件・制限事項が具体的に記載されているか	□	
8. 発注者との協議内容	8-3	記載された条件・制限事項が発注者との協議内容と一致しているか	□	

区分	No.	確認項目・確認の視点	チェック	備考・指摘事項
8. 発注者との協議内容	8-4	未協議の事項がある場合、今後の協議予定が示されているか	□	
9. その他	9-1	再委託先での生成AI利用の有無が確認・記載されているか	□	
9. その他	9-2	再委託先で生成AIを利用する場合、その内容が本計画書（各項目）に反映されているか	□	
9. その他	9-3	継続的な見直し・報告の予定（業務終了後の報告等）が記載されているか	□	
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-1	生成AIを利用して作成した成果物について、その旨を明示する方針が示されているか	□	※生成AIによる生成物を成果の一部とする場合
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-2	画像等に生成AIを利用する場合、注釈を付ける旨が記載されているか	□	※成果物の一部に生成AI画像等を使用する場合
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-3	第三者の権利（著作権等）への配慮が示されているか	□	※契約事項として留意することになっているため生成AI特有の配慮は不要。特に留意する業務の場合
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-4	AI学習への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）が考慮されているか	□	※成果物のとりまとめ時の協議事項として確認

【注意事項】
・本チェックリストは、AI計画書の記載内容の確認用です。記載内容に不備がある場合は、受注者に修正・追記を求めてください。
・生成AIを用いた成果等のとりまとめを行わず、受注者側での一般的な調査等での利用に留まる場合は、AI計画書の作成・提出は不要です（業務計画書のセキュリティに関する対策への記載で対応）。